

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	子宮頸がん検診事業等業務
委託業務場所	滋賀県内
概要	20歳以上の女性市民を対象に、子宮頸がん検診を実施する。 〔内容〕問診・子宮頸部の視診・細胞診・内診・検体提出・検診結果の通知及び自己負担金徴収事務・要精密検査者への指導
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	1 件につき 7,701 円
契約の相手方	〔所在地〕栗東市糺一丁目 10 番 7 号 〔名称〕一般社団法人 滋賀県医師会
契約相手方の選定理由	滋賀県内医療機関で受診できるよう、県内 19 市町と協議を重ね、受診しやすい体制を整備している。このことから、県内の医療機関が加入する滋賀県医師会と契約を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。